

東京海上Rogge^{ロゲー} ニッポン海外債券ファンド (為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券

- ・本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ・本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

■ 受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドに関するお問い合わせ先

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
ホームページ <http://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク **0120-712-016**

※土日祝日・年末年始を除く9時~17時

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・本書により行う「東京海上^{ロゲー}ニッポン海外債券ファンド(為替ヘッジあり)」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年3月19日に関東財務局長に提出しており、2012年3月20日にその効力が生じています。
- ・当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券(一般)))	年4回	グローバル(日本を除く)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照ください。

委託会社の情報

委託会社名：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
 設立年月日：1985年12月9日
 資本金：20億円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆5,095億円

(2012年1月末現在)

ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

主として「東京海上Rogge^{ロゲー}ニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券に投資を行い、為替ヘッジ後利回りを勘案して、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

● ファンドの特色

1. 主として日系発行体の外貨建て債券等に投資します

● 主として「東京海上Rogge^{ロゲー}ニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」受益証券を通じて、日系発行体(日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等)が世界で発行する外貨建ての債券や優先出資証券^{※1}等^{※2}に投資を行い、為替ヘッジ後利回りを勘案して、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

※1 外国で発行する優先出資証券の性質を有するものを含まれます。※2 MTN(ミディアムタームノート)、劣後債、短期証券等を含みます。

● 流動性確保あるいは投資環境等の観点から、短期金融商品や国債等に投資する場合があります。

● 原則として、投資適格^{※3}の格付けを有する発行体(母体企業の格付けを含みます。)が発行する債券等を投資対象とします。

※3 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2012年1月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付けを取得しているものを指します。

● マザーファンドの運用の指図に関する権限を、英国の投資顧問会社「東京海上Rogge^{ロゲー}社」に委託します。

2. 原則として、為替ヘッジを行います

● 為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクを抑えます。

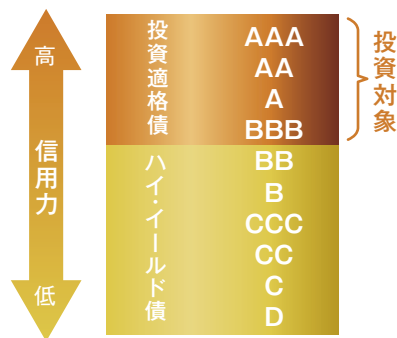
3. 決算は年4回行います

● 毎年、3月、6月、9月、12月の20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配を行います。

※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

投資適格債に投資

格付け(S&P社)と信用力



マザーファンドは、原則としてMoody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2012年1月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付けを取得している債券等に投資を行います。

格付けとは

● 格付機関が金融機関を含めた社債等の発行会社について、債務の支払能力等を評価するものです。

● 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に安全であると評価されている債券で、S&P社等の格付機関により、BBB格以上と格付けされた債券のことを指します。また、BB格以下と格付けされた債券はハイ・イールド債と呼ばれています。

参考:北米、欧州通貨建て債券の主な発行体

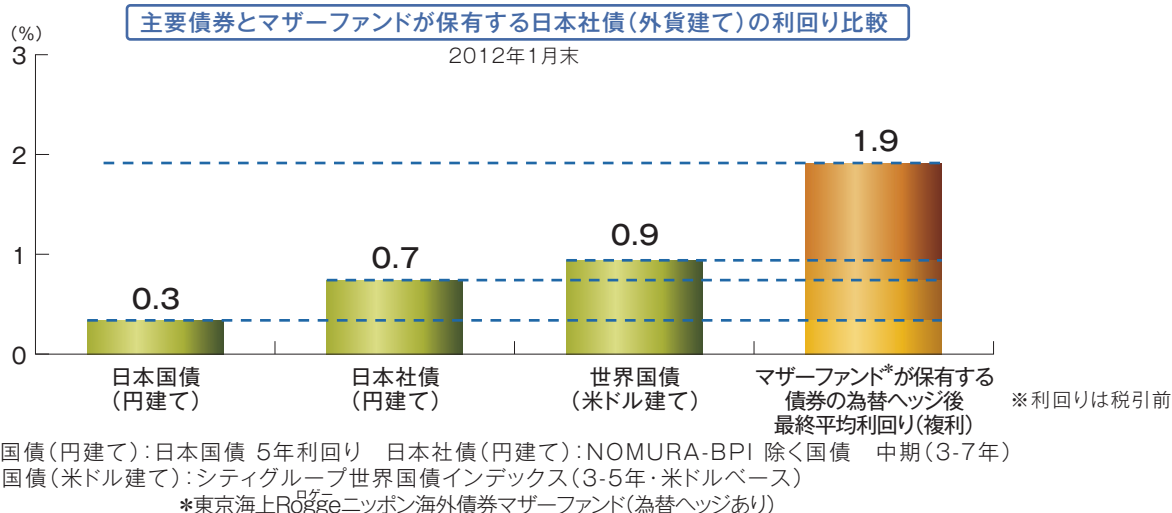
2012年1月末現在

北米通貨建て	欧州通貨建て
BTMUキュラソー・ホールディング	BTMUキュラソー・ホールディング
アメリカン ホンダ ファイナンス	JTI UK Finance PLC
オリックス	アメリカン ホンダ ファイナンス
国際協力銀行	国際協力銀行
新生銀行	新生銀行
第一生命保険	STBファイナンス ケイマン(住友信託銀行)
地方公共団体金融機構	ソフトバンク
中央三井信託銀行	地方公共団体金融機構
東京都	中小企業金融公庫
トヨタ クレジット カナダ	東京都
トヨタ モーター クレジット	トヨタ クレジット カナダ
日本政策投資銀行	トヨタ モーター クレジット
日本道路公団	日本政策投資銀行
プロミス	日本電信電話
米国日産販売金融会社	農林中金 ファイナンス(ケイマン)
みずほ インターナショナル PLC	野村ホールディングス
みずほファイナンス(キュラソー) エヌブイ	東日本旅客鉄道
みずほファイナンス(ケイマン)リミテッド	富国生命保険
ミツイアンドカンパニーフィナンシャルサービス(ヨーロッパ)	みずほフィナンシャルグループ(ケイマン)リミテッド
ミツイアンドカンパニーフィナンシャルサービスアジア	三井住友銀行
三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行
三井住友銀行ニューヨーク支店	りそな銀行
三菱商事	
三菱東京UFJ銀行	
三菱東京UFJ銀行 ニューヨーク	
三菱UFJセキュリティーズインターナショナル	
三菱コーポレイション・ファイナンス・ピーエルシー	

※その他、私募発行した発行体、MTNプログラム枠を設定済みの発行体等があります。
※上記(発行体名称を含む)は委託会社が調査したものであり、すべての発行体を示したものではありません。また、上記発行体の債券等を推奨したり、ファンドへの組み入れを示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

日系発行体が世界で発行する外貨建て債券の魅力



- 現在の金利状況が変更になった場合には上記のようにならないことがあります。
- 上記は過去の実績および過去のデータを基にシミュレーションしたものであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。
- 日本国債(円建て)・日本社債(円建て)・世界国債(米ドル建て)の利回りは、当ファンドに組み入れる債券の利回りではありません。

(注)作成基準日時点での通貨構成比率を基に為替ヘッジのコストが一定であると仮定して、委託会社が独自に算出したものであり、実際の利回りとは異なります。当該利回りは、作成基準日時点でのマザーファンドが保有する債券のものであり、ファンドの利回りではありません。内外短期金利差の拡大等により、今後、為替ヘッジコストが変化した場合や保有債券の信用状況等が変化した場合は、上記のようにならないことがあります。

上記で使用するインデックスは、野村証券、シティグループが公表する指数であり、その知的財産は各社に帰属します。また、各社は対象インデックスについて、正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。

出所: Thomson Datastream、野村証券、シティグループ

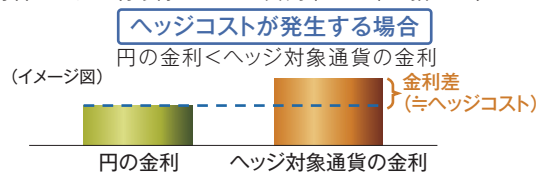
為替ヘッジについて

為替ヘッジとは

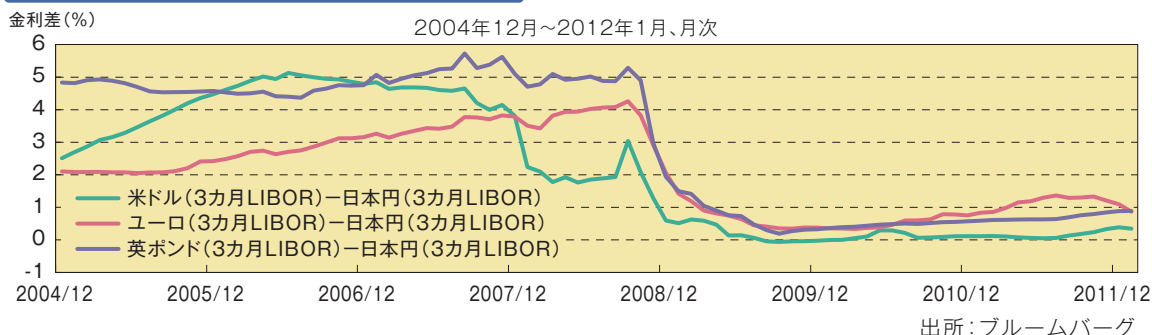
- 外貨建て資産を組み入れた際に、為替変動リスクを低減するために用いられる手法です。
- 一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。

《ヘッジコスト》

為替ヘッジを行う際にかかる費用(コスト)を指します。



日本円と主要通貨の短期金利差の推移



※短期金利差は日本円と主要通貨の短期金利(3カ月LIBOR)の差分で計算

- ▶リーマンショック以降、日本円と主要通貨の短期金利差は縮小しており、これに伴い、為替ヘッジを行う際のヘッジコストは低下しています。
- ▶このような環境下、日本円の投資者は為替ヘッジを行っても、なお外貨建て債券の好利回りに加えて社債の上乗せ金利(スプレッド)を享受できることが期待されます。

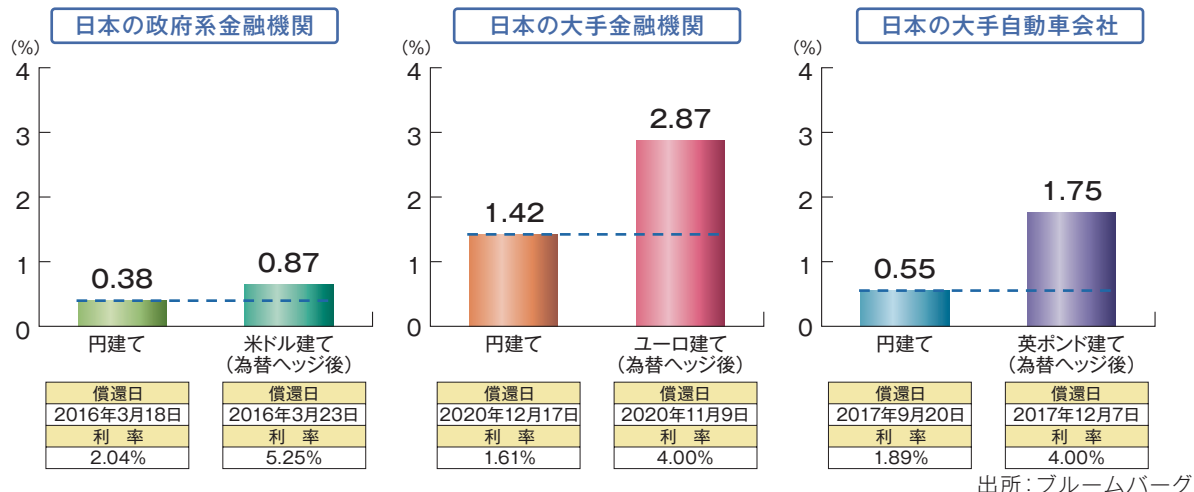
(上記は為替ヘッジの仕組みをご理解いただくために例示したものであり、短期金利差が拡大した場合は、上記のようにならないことがあります。)

- 上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

円建て債券と外貨建て債券（為替ヘッジ後）の利回り比較

- 同じ信用力でも、債券の国内外での利回りには格差があります。
- この利回り格差は、現時点においては為替ヘッジのコストを差し引いた後においても、なお魅力的な水準にあります。（利回り格差の縮小や短期金利差の拡大等により、上記のようにならないことがあります。）



※ 各円建債券の利回りは最終利回りです。
 ※ 為替ヘッジ後の利回りは、2012年1月末時点の各債券の最終利回りから年率換算のヘッジコストを差し引いたものです。
 ※ ヘッジコストは、2012年1月末時点の日本円とヘッジ対象通貨の短期金利(3カ月LIBOR)の差分を使用しています。
 ※ 上記銘柄には金融子会社発行銘柄を含みます。

- 上記は過去のデータを基にシミュレーションしたものであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの利回りや実際のファンドに組み入れる債券の利回りを示すものではありません。
- 上記は、2012年1月末時点における日系発行体が発行する債券の利回りイメージの一部を紹介するものであり、ファンドにおける組み入れを示唆・保証するものではありません。また、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

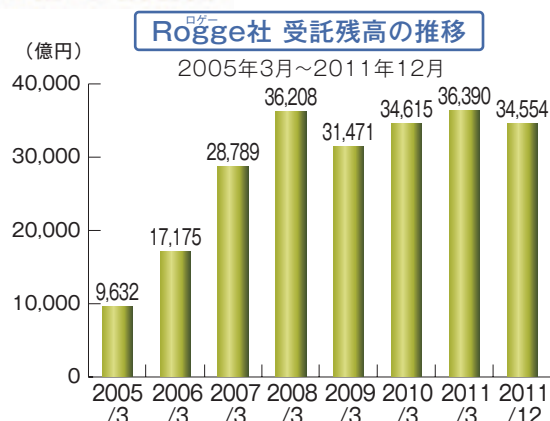
英国の投資顧問会社「東京海上Rogge社」について

社名	東京海上Rogge社 (Tokio Marine Rogge Asset Management Limited)	
所在地	英国ロンドン	
設立	2003年10月	
設立母体(出資比率)	東京海上アセットマネジメント投信	50%
	Rogge社 (Rogge Global Partners PLC)	50%
受託残高	投資一任契約受託残高	9,042億円
	投資信託受託残高	474億円
	(2011年12月末現在)	

東京海上Rogge社は、英国のグローバル債券運用のスペシャリストであるRogge社の運用ノウハウを活用し、運用を行います。

グローバル債券運用に特化する 少数精鋭のプロフェッショナル集団、Rogge社の横顔。

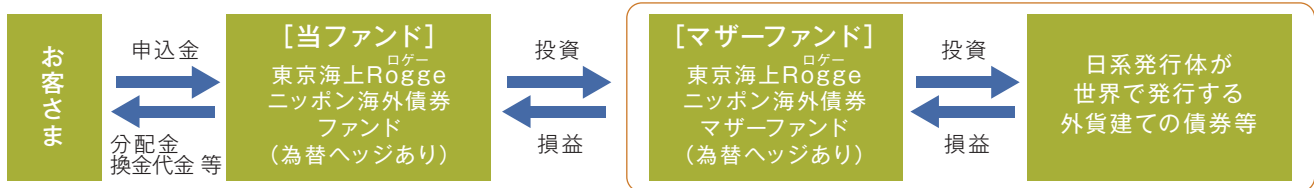
- 設立当初からグローバル債券運用に特化
国際債券市場の中心である英国ロンドンで1984年に設立されたRogge社は、当初からグローバル債券の運用に特化した会社です。
- 3兆円超の受託残高(2011年12月末現在)
欧米やアジアに多くの顧客を抱えています。
- 経験豊富な運用チームが信頼感を醸成
平均20年以上の経験を有するシニアファンドマネージャー中心にチーム運用を行なっています。



※ 受託残高は、東京海上Rogge社受託分を含みます。

ファンドの目的・特色

ファンドのしくみ

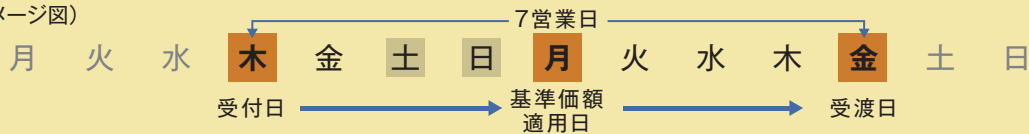


※市況動向等の事情によっては上記の運用ができない場合があります。

当ファンドのお申し込みおよびご換金のスケジュールについて

当ファンドのお申し込みおよびご換金の受け付けは、原則として、毎週木曜日(休日の場合は翌営業日)となります。

(イメージ図)



※祝日がない場合のイメージです。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りません。)
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

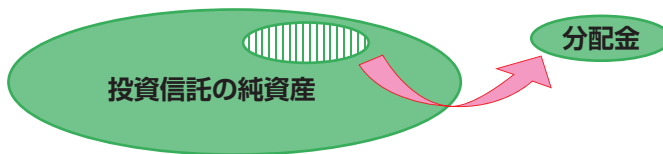
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



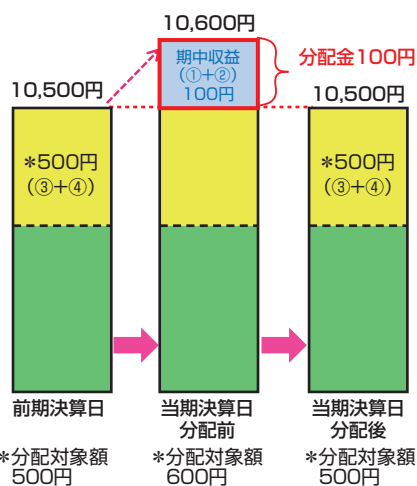
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

◇計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

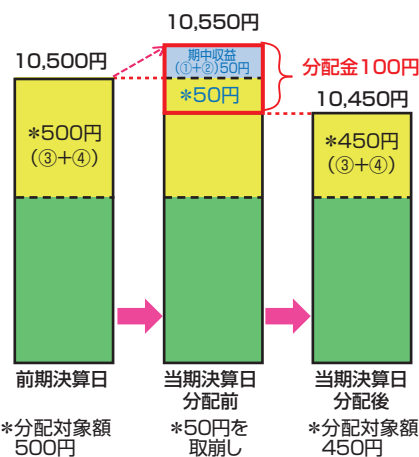
◇計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



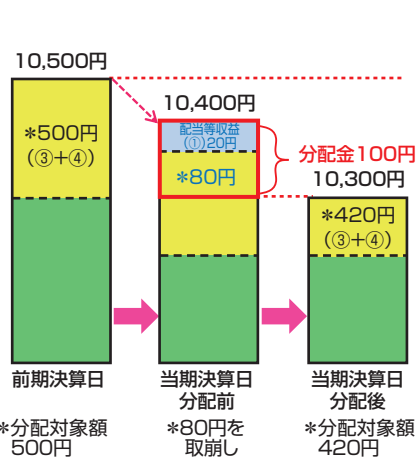
ケースB

前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースC

前期決算日から基準価額が下落した場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

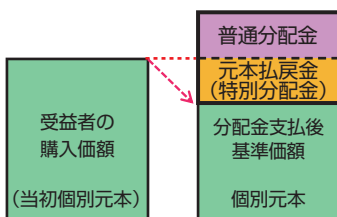
ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

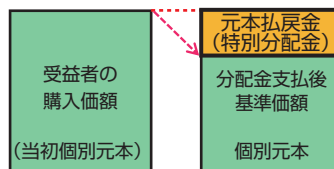
■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

◇分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

◇分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金) 額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

● 基準価額の変動要因

- ・当ファンドは、主に外貨建ての公社債等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。
- ・委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります**。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドでは、比較的流動性の低い資産への投資を行うため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。
銘柄・発行体集中リスク	当ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行う場合や、1銘柄または同一発行体の組入れ比率が高くなる場合があります。そのため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄または同一発行体の価格変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる可能性があります。
劣後債・優先出資証券等固有のリスク	一般的に劣後債・優先出資証券等には繰上償還条項が設定されています。市況動向等により、繰上償還が実施されない場合、もしくは繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、劣後債・優先出資証券等には利息・配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息・配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

● その他の留意点

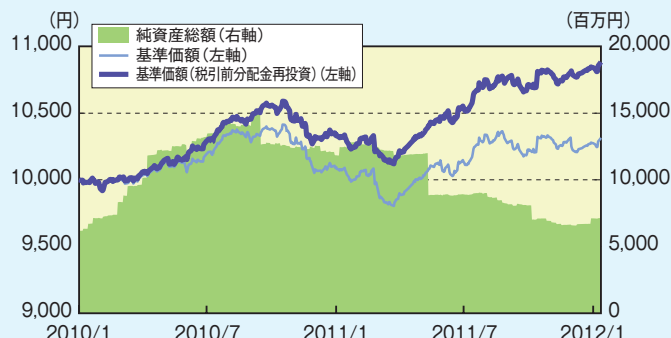
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

● リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しています。

基準価額、パフォーマンス等の状況

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※設定日は2010年1月20日です。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	10,314円
純資産総額	8,132百万円

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+0.83	+1.79	+3.19	+5.34	-	+8.83

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第4期	2010年12月20日	75円
第5期	2011年3月22日	75円
第6期	2011年6月20日	75円
第7期	2011年9月20日	75円
第8期	2011年12月20日	75円
設定来累計		545円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

● 資産構成

資産	比率(%)
外国債券	91.5
短期金融資産等	8.5
合計	100.0

純資産総額 8,139百万円

※外国債券は、優先出資証券等を含みます。
 ※短期金融資産等は、組入価証券以外のもです。
 ※比率は純資産総額に占める割合です。

● 保有債券の属性情報

平均残存期間(年)	5.17
平均修正デュレーション(年)	4.51
平均クーポン(%)	4.01
最終平均利回り(複利、%)*	2.33
平均格付	A

※保有債券の時価評価額を基に計算しています。
 ※途中償還等を考慮して計算しています。
 ※平均格付は、格付毎に点数化(例えばAAA格は6、AA格は5等)し、加重平均した結果を切り捨てて表示しており、当ファンドの格付ではありません。
 ※は為替ヘッジ前の最終平均利回り(複利)です。

● 保有債券の通貨別比率

通貨名	比率(%)
米ドル	68.8
英ポンド	2.5
ユーロ	28.6
その他	0.0

※比率は保有債券の時価総額に占める割合です。

● 格付別構成比率

格付	比率(%)
AAA格	8.1
AA格	70.1
A格	21.8
BBB格	0.0
その他	0.0

※比率は保有債券の時価総額に占める割合です。

● 組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	通貨	格付	比率(%)
1	三菱商事 MITSUBISHI CORP	2.750	2015/9/16	USD	AA	11.0
2	三井住友銀行 SUMITOMO MITSUI	4.000	2020/11/9	EUR	A	10.3
3	日本政策投資銀行 DEV BANK JAPAN	5.125	2017/2/1	USD	AA	9.9
4	地方公共団体金融機構 JPN FIN ORG MUNI	4.000	2021/1/13	USD	AA	7.7
5	米国日産販売金融会社 NISSAN MOTOR ACC	4.500	2015/1/30	USD	A	7.5
6	アメリカンホンダファイナンス AMER HONDA FIN	3.875	2014/9/16	EUR	AA	6.4
7	三菱東京UFJ銀行 BK TOKYO-MIT UFJ	3.850	2015/1/22	USD	AA	6.4
8	東京都 TOKYO METRO GOVT	1.875	2017/1/27	USD	AA	4.8
9	日本たばこ JTI UK FINANCE	4.500	2014/4/2	EUR	AA	4.3
10	日本政策金融公庫 JAPAN FIN CORP	2.250	2016/7/13	USD	AA	4.1

※比率は純資産総額に占める割合です。

組入銘柄数 20

(注)格付けはMoody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、原則として、個別債券格付け、母体企業格付けの中から上位の格付けを集計、記載し、それらがBBB格以上に該当しない銘柄については、発行体格付けを含めて集計、記載しています。+-等の符号は省略して表示しています。

年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークはありません。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。
 ※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。
 ※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	原則、購入申込受付日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2012年3月20日から2013年3月19日まで 原則として、上記申込期間中の毎週木曜日（木曜日が休業日の場合は翌営業日）にお申込みを受け付けます。 ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。また、お申込み日が木曜日（木曜日が休業日の場合は翌営業日）以外の日には、お申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	購入・換金のお申込み日が木曜日（木曜日が休業日の場合は翌営業日）以外の日には、お申込みの受付を行いません。
信託期間	原則として、2010年1月20日から2019年12月20日まで
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
決算日	3月、6月、9月および12月の各20日（年4回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。）
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、販売会社により取扱うコースが異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6月・12月のファンドの決算時および償還時に、運用報告書を作成し、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入価額に 1.05% (税抜1%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額の 0.3%

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に 年率0.861% (税抜0.82%) を乗じて得た金額を計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 運用管理費用(信託報酬)の配分については以下の通りとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年0.42% (税抜0.4%)</td> <td>年0.42% (税抜0.4%)</td> <td>年0.021% (税抜0.02%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年0.42% (税抜0.4%)	年0.42% (税抜0.4%)	年0.021% (税抜0.02%)
委託会社	販売会社	受託会社					
年0.42% (税抜0.4%)	年0.42% (税抜0.4%)	年0.021% (税抜0.02%)					
その他の費用・手数料	投資顧問会社である「東京海上 ^{ロゲー} Rogge社」が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期末または信託終了のときに支払うこととし、その報酬額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.24%を乗じて得た額とします。 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0105%(上限年63万円))、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。						

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

● 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、2012年1月末現在のものです。2013年1月1日以降は10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

